

放送・通信分野等における
公的個人認証サービス民間活用実証に係る請負

調達仕様書（抜粋）

総務省

1. 件名

放送・通信分野等における公的個人認証サービス民間活用実証に係る請負

2. 背景・目的

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が平成 25 年 5 月に成立、公布されたところである。

この番号法の関連法である「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（以下「公的個人認証法」という。）が一部改正され、ID・パスワード方式に変わるインターネット上の安全なログイン手段として、公的個人認証サービスに「利用者証明用電子証明書」の仕組みが創設されるとともに、これまで行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣の認定する民間事業者を追加することとなっている。

また、総務省では、地域活性化や雇用の創出等、地域が抱える複合的な課題の解決のため、ICT を活用した新たな街づくりの成功モデルやプラットフォームの実現、そしてその国内外への普及展開に向けて、平成 24 年度より「ICT 街づくり推進事業」として全国 27 カ所において実証プロジェクトを実施してきた。

これらプロジェクトの成功モデルの普及展開や複数のサービス等の連携には共通 ID が不可欠であるとされているが、上記法整備を考慮し、「個人番号カード」に標準的に搭載されることが見込まれる公的個人認証サービスをこの共通 ID として活用することを検討している。この検討のために、昨年 12 月に ICT 街づくり推進会議の下に共通 ID 利活用ワーキンググループ（以下「WG」という。）、また、本年 1 月に同サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）を設置し、公的個人認証サービスにおける電子証明書の民間活用における、サービスの普及展開に必要な KFS（Key Factor for Success）について様々な議論を実施してきたところである。

利用者目線での検討を中心に実施された WG では、「使いやすいインターフェースとしてのテレビの活用」、着実な実行という意味での「可能な限り商用に移行可能な環境下での実証」、「ロードマップ策定」の必要性が示された。技術的な観点を中心に検討が実施された SWG では、「本人確認」、「資格確認」、「変更確認」といった利活用モデルが導出され、かつ、当該モデルに応じて、利用者の裾野が広い放送・通信分野を中心とした各種サービスへのユースケースが示された。

これらを考慮し、「放送・通信分野等における公的個人認証サービス民間活用実証に係る請負」（以下「本実証」という。）では、放送・通信分野を中心として、国民に広く影響のあるユースケースの実現性を確認する環境を構築し、導入にあたって関係者に必要な「作業」と「コスト」の具体化や「技術面」、「運用面」、「ルール面」の課題の明確化等を行うことを目的とする。

3. 前提及び考慮すべき事項

本実証を遂行する上での全体概要等を以下に示す。

3.1. 全体概要

公的個人認証サービスを民間事業者が活用するためには、検証業務全体について総務大臣の認定を受けるとともに、公的個人認証サービスにアクセスするための接続仕様等を検討し、その実装を行う必要がある。しかしながら、公的個人認証サービスとの接続機能を個々の民間事業者側にて実装する場合、既存サービスへの影響を見極める必要があることや社会コストが増大することが懸念されることから、民間事業者と公的個人認証サービスが接続するための「共通的なプラットフォーム」(以下「共通の PF」という。)を設置することが効果的である。

本実証においては、ユースケースに応じて共通の PF を設置し、民間事業者のサービス提供に係る技術面での課題、運用面での課題、導入後の効果等を検証する。

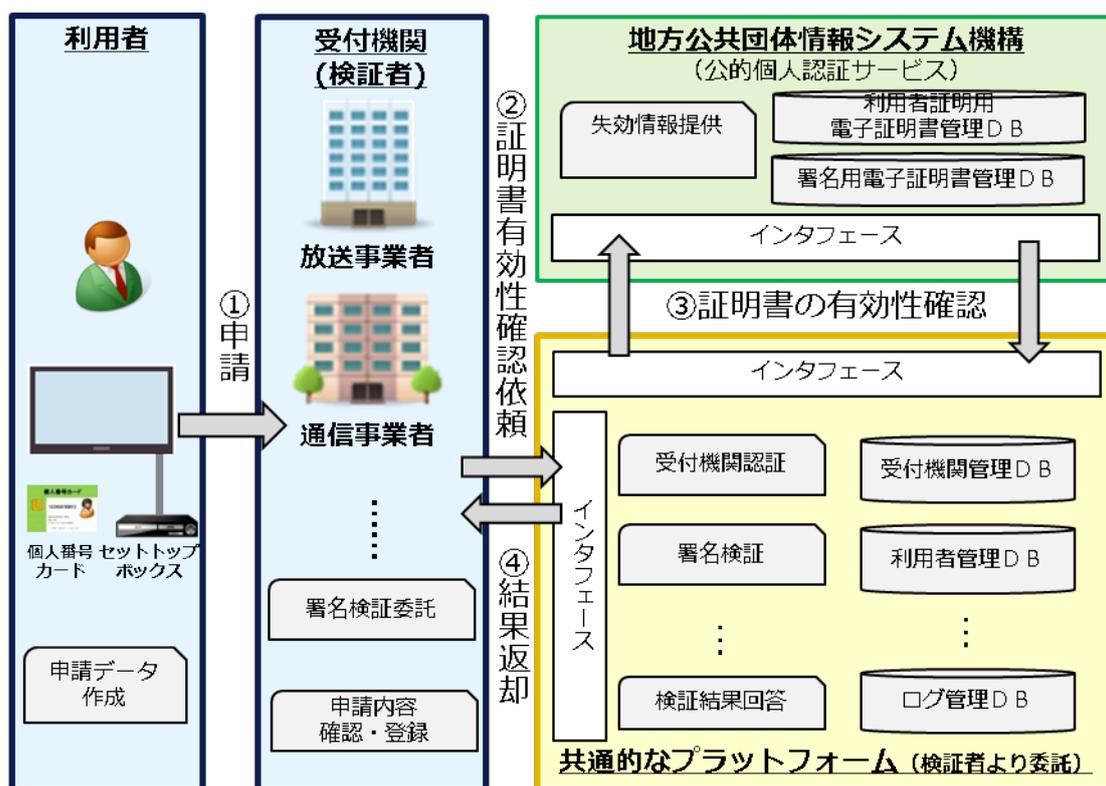


図 3.1.1 共通の PF を利用したユースケース例

※受付機関及び共通の PF が整備する業務については、受付機関の要件（共通の PF への委託範囲）に応じて実装箇所が異なる可能性がある。